

第 1 節 実施計画策定の目的

この実施計画は、基本構想で示した将来像等を具現化するため、予算編成及び事業実施の指針を示すものです。

第 2 節 実施計画の計画期間及び内容

- 1 2023 年度（令和 5 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 7 カ年を計画期間とします。
- 2 実施計画は、『第 1 章 実施計画の基本方針』、『第 2 章 計画の基礎条件』、『第 3 章「わたしたちはこんなまちにしていこう」を実現するために』、『第 4 章 池子の森全面返還をめざして』、『第 5 章 計画の推進にあたって』の 5 部で構成します。
- 3 『第 3 章「わたしたちはこんなまちにしていこう」を実現するために』には、基本構想の「取り組みの方向」ごとに講ずべき「具体的施策」とその「主な取り組み」を記載します。また、基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」ごとに数値目標を、「取り組みの方向」における「具体的施策」ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定します。
- 4 『第 5 章 計画の推進にあたって』には実施計画を実現するにあたり、全般にわたって推進すべき事項について記載します。

第 3 節 実施計画の見直し

毎年度ごとの見直し（ローリング）は行いません。ただし、総合戦略の計画期間終了時や、国の制度改正、状況の変化、PDCA サイクルによる計画修正の必要性などに対応するため、適時見直しを行います。

第 4 節 総合戦略の基本目標と基本的方向

総合戦略における基本目標と効果を客観的に検証するための数値目標、講ずべき施策の基本的方向は次のとおりです。

総合計画と総合戦略を一体化するにあたり、中期実施計画の中に総合戦略の主

な取り組みを位置付け、これを推進することで基本目標の達成をめざすものです。

No.73

【基本目標 1】若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

No.74

<数値目標（2024 年度（令和 6 年度））>

指 標	現 状
合計特殊出生率が 1.53 になっている。	1.28（2017 年）
補 足 説 明	
<u>・人口ビジョンの将来展望人口の仮定において設定しているもの。</u>	

全国的に初婚年齢が上昇している中で、本市の平均初婚年齢は 2017 年（平成 29 年）に夫 32.4 歳、妻 30.4 歳となっており、都道府県レベルでは全国で最も平均初婚年齢の高い東京都（夫 32.3 歳、妻 30.4 歳）と同程度の数値となっています。

初婚年齢の高齢化（晩婚化）は、未婚率の上昇のみならず、出産年齢の高齢化（晩産化）につながり、ひいては出産数の減少（少子化）につながることから、まずは結婚を希望する若い世代の後押しをすることが重要になります。

また、急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育て世代のワーク・ライフ・バランスを実現させながら、まち全体で子育てを応援し、地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実を目指します。

<基本的方向>

- 1 若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。
- 2 子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。
- 3 男女が共に働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進める。

No.73

No.74

【基本目標2】逗子市への新しいひとの流れをつくる

<数値目標（2024年度（令和6年度））>

指 標	現 状
5年間の転入超過数が累計で1,000人になっている。	694人 (2015年度から 2018年度の累計)
<u>補 足 説 明</u>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1年間あたり200人の転入超過をめざすもの。</u> ・ <u>現状値を踏まえ、5年間の目標として設定するもの。</u> 	

本市は、昭和40年代の大規模な宅地開発により転入人口が増加し、人口が急増しましたが、昭和50年代以降、開発の規模及び件数が縮小したことに伴って人口の増加が止まりました。その後、平成に入ってから死亡数が出生数を上回る自然減の状態へとシフトしましたが、基本的には転入超過基調で推移してきたことから、58,000人台の人口を維持してきました。しかし、近年では、自然減の影響が大きくなってきたこともあり、人口は減少傾向となっています。

本市のまちづくりを進めていく上で、まちのにぎわいや活性化、行政サービスの水準を維持するためには、人口構成を考慮しつつ、一定の人口を維持していくことが必要です。そのためには、本市はこれまで転入人口により人口規模が維持されてきたところですが、これまで以上に本市の魅力を高め、発信することにより、「また訪れたい」、「いつか訪れたい」から「住みたい」と思われるまちづくりを進め、最終的には子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加につなげ、できる限り現状の人口の維持に努めます。

<基本的方向>

- 1 逗子市での居住を潜在的に希望している層を、逗子市への移住に確実に結びつけ、逗子市への定住を促進する。
- 2 「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシテンプロモーションを推進する。

No.73

【基本目標3】逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる

No.74

<数値目標（2024年度（令和6年度））>

指 標	現 状
個人市民税納税義務者数 [*] が28,900人になっている。 ※均等割のみの者を除く。	28,083人 (2018年度)
<u>補 足 説 明</u>	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税納税義務者数は、均等割のみ課税されている者を除く。 ・4年間の平均伸び率が0.5%であることから、今後5年間も毎年この伸び率が<u>続くと仮定して設定するもの。</u> 	

本市は、東京、横浜への通勤圏に位置する住宅都市として発展したことから、市内には基幹的な産業も、いわゆる大企業もありません。現在も15歳以上の就業者の約70%が市外へ通勤しています。したがって、本市の「しごと」に係る取り組みは、企業の大きな事業所や工業団地等を誘致するなどして雇用を創出することではなく、市外で働く市民にとって、豊かな住環境を整え、安心して仕事に励めるようにすることと、より便利で快適な通勤環境を支援することが大きな柱になります。

一方、商工業や漁業のさらなる活性化や企業誘致等により地域経済に好循環を生み出し、稼ぐ力の向上を図っていきます。特に、「M字カーブ」の解消を目指し、子育てを機に仕事を辞めたり、様々な理由から働くことをあきらめたりしている人に、市内で働ける場をつくとともに、それを支える環境を整えていきます。また、市内には卸売・小売業の事業所が最も多く、飲食サービス業の事業所と併せて、これらはまちのにぎわいには欠かせない存在です。近年、副業に対する関心の高まりから週末だけの起業や、自宅を改装したような小規模の小売店や飲食店等の起業が増えていることなどから、市内で「しごと」を創る等の希望の実現に向けた支援をしていきます。

<基本的方向>

- 1 東京・横浜への通勤圏に位置する住宅都市として発展してきた逗子市の性格を踏まえ、逗子市に暮らしながら快適に「しごと」が行えるよう環境整備を進める。
- 2 商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図る。
- 3 ダイバーシティ（多様性）を受け入れながら、若者、女性、高齢者、障がいのある人などあらゆる立場の人が活躍できるよう、就労支援や新たな「しごと」の場などの創出を目指す。

No.73

No.74

【基本目標4】魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する

<数値目標（2024年度（令和6年度））>

指 標	現 状
市外転出者アンケートで、「事情が許せば返子に戻ってきたい」と回答する人の割合が80%になっている。	74.7% (2018年調査)
<u>補 足 説 明</u>	
<p>・「転入・転出者 窓口アンケート」の結果に基づく。</p> <p>・「返子のまちづくりに関する市民意識調査」における定住意向が82.5%であることから、80%をめざすもの。</p>	

本市の魅力とは、都市宣言に「青い海とみどり豊かな平和都市」と謳われた、豊かな「自然」と穏やかでぬくもりのある地域コミュニティを創っている「人」に他なりません。

これまで続けてきた環境に優しいまちづくりは、身近に接することのできる自然を享受しながら日常を送れる返子の生活を演出するものとなっています。海と山に囲まれ、都会過ぎず「ちょこっと田舎」な環境の中で、自分らしく暮らせる返子の住まい方は、市民のまちに対する誇りや愛着（シビック・プライド）につながってきたと考えられます。

また、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合うようなまちとなることが求められます。健康寿命を延ばし、年齢を重ねてもいつまでも心豊かに、自分らしく健康でいきいきと暮らせるような環境づくりも大切です。

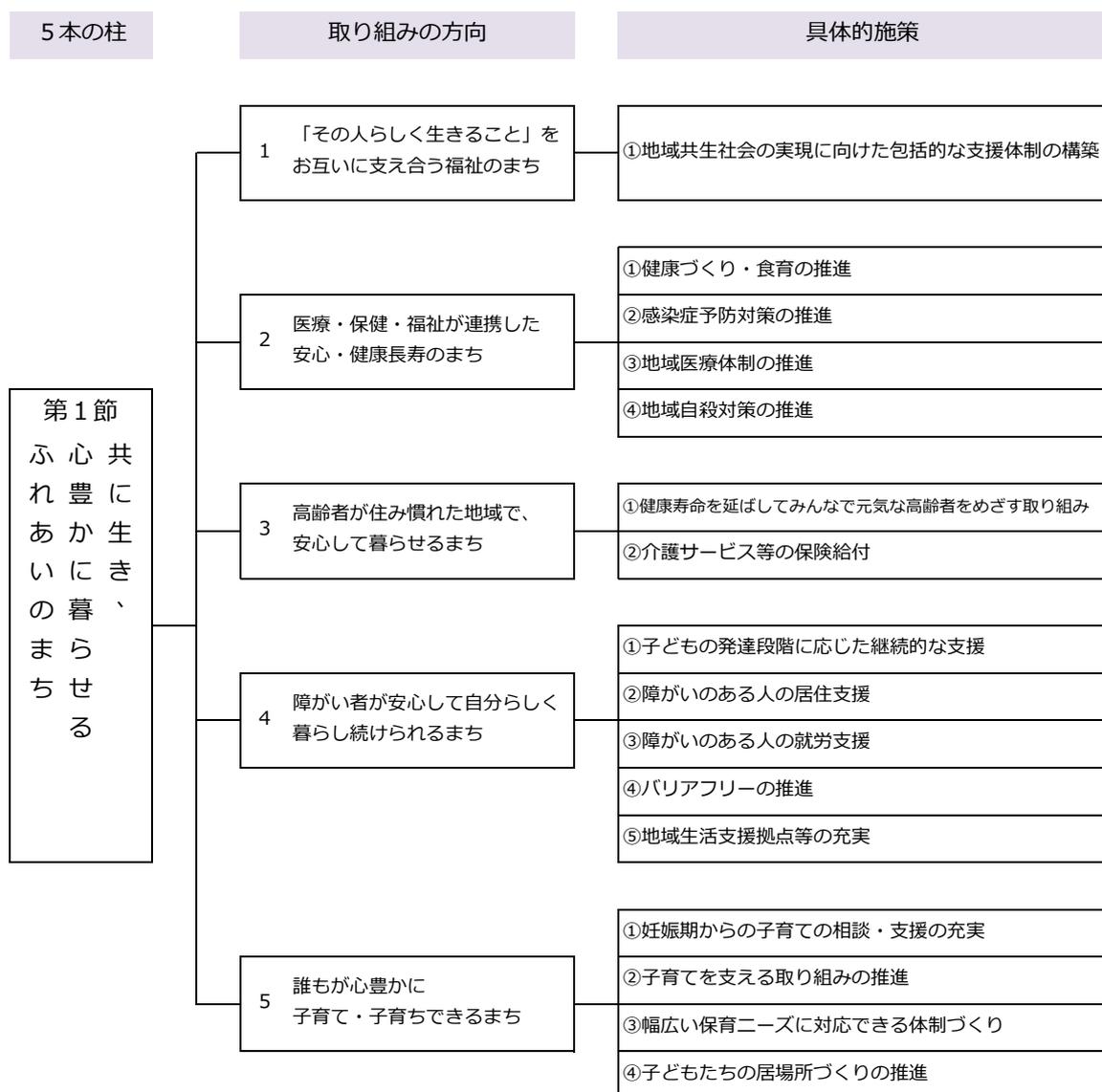
これらの自然と人の魅力は、連綿とつながるまちづくりの取り組みの中で、財産として蓄積されてきました。この財産をより一層磨き上げ、魅力を高める“住み甲斐”のあるまちづくりを進めていくことが、シビック・プライドをさらに高めるものと考えられます。市民の誰もが、いつまでも健康で豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

<基本的方向>

- 1 市民の誰もが返子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような魅力的な地域づくりを進める。
- 2 市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。
- 3 誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。

第1節

共に生き、心豊かに暮らせる ふれあいのまち



めざすべきまちの姿

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。

わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029年度】	現状【2022年度】
共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
<u>・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。</u>	
<u>・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。</u>	

No.76

取り組みの方向

- 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち
- 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち
- 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち
- 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
- 5 誰もが心豊かに子育て・子育ちできるまち

基本構想 第1節 取り組みの方向1

「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

◆ 具体的施策 ①

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

総合戦略

4-2-②-1

(地域包括ケアシステム推進事業の推進)

〈現況・課題〉

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、8050問題などの複合的な生活ニーズや災害時の避難困難等に対し、地域における支え合いと福祉等の専門機関による包括的な支援を通じて取り組み、地域共生社会の実現をめざすことが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
地域包括支援センターが担当した相談支援のうち、多機関との協働を実施した件数が、3包括支援センター合計で年120件になっている。	36件（3包括支援センター合計）
補 足 説 明	
複雑化・複合化した福祉的課題の解決には専門機関が連携し支援を行う必要があるが、現時点で多機関連携による支援体制が確立していない。今後、参加する各専門機関の経験値を上げることが包括的支援体制の構築につながることから、地域包括支援センターが所管する多機関連携が必要な相談受付件数を指標として設定するもの。	

◆ 主な取り組み

一部
新規

取り組み①	健康増進・食育推進計画推進事業の展開（健康づくり推進事業の推進）	総合戦略	4-3-①-1
説明	<p>・健康づくり・食育の推進のため未病センターなど市民の健康への意識を向上し、健康管理を習慣づけ、豊かな人間性を育む食育を推進するため、様々な媒体を活用した情報発信及び健康・栄養相談や健康づくり出前講座などの普及啓発事業や、未病センターを活用した健康管理、健康講座、健康相談などを実施する。</p> <p>・健康増進・食育推進計画懇話会を開催し、計画の進行管理及び推進を図る行う。</p> <p>・「逗子市健康増進・食育推進計画」に基づいて、関係機関等と連携し、健康づくりや食育、疾病予防の啓発事業を行う。</p>		
【参考】予算事業名	健康増進・食育推進計画推進事業	担当課	国保健康課

取り組み②	特定健診・特定保健指導の推進	総合戦略	—
説明	<p>・40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査を実施する。</p> <p>・健診結果から、必要な者に対し保健指導を行う。</p> <p>・データヘルス計画・特定健康診査等実施計画に基づき、健康診査及び保健指導を実施する。</p> <p>・若い世代に対して健診・検診の受診啓発を行う。</p>		
【参考】予算事業名	特定健診・特定保健指導事業	担当課	国保健康課

取り組み③	女性のがん検診の充実（子宮頸がん検診の充実）	総合戦略	1-1-①-3
説明	<p>・女性に対して、集団・個別での検診を実施する。</p> <p>・無料クーポン券を発行し、受診を促進する。</p>		
【参考】予算事業名	成人等保健事業	担当課	国保健康課

取り組み④	「未病を改善する半島宣言」の推進	総合戦略	4-3-①-5
説明	<p>・健康寿命の更なる延伸と生活の質の向上をめざし、三浦半島4市1町が、特に保健・福祉分野において積極的に連携を図り、県の未病を改善する取り組みに参画する。</p>		
【参考】予算事業名	健康増進計画推進事業	担当課	国保健康課

基本構想 第1節 取り組みの方向3

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中において、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けることができ、人生を豊かに過ごすことができるような地域社会の構築を進めていかなければなりません。

年齢を重ねてもできる限り要支援・要介護状態とならないための予防の取り組みや、介護サービスの基盤整備を進めていくとともに、多様な生活ニーズや地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域などが連携したネットワークを構築し、いつまでも心豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

◆ 具体的施策 ①

健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み

《現況・課題》

高齢期に自立した生活を営むために、生活習慣病予防や介護予防に対する意識啓発等により、要介護状態になることを防ぎ、自分らしい生活が送れるよう支援する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
元気高齢者の割合が83%になっている。	78.89%
補 足 説 明	
要介護等認定率が県平均（17.6%）と比べ高い状態（20.8%）にある（令和2年）。要介護状態では医療費・介護費等の負担も増え生活の質も低下することから、高齢者の健康寿命を延ばし生活の質の向上を図るため、元気高齢者（要介護等状態にない状態）の割合を、まず県平均を超えることめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	高齢者の運動の機会の促進と啓発	総合戦略	—
説明	・高齢者が運動やスポーツに対し関心を高め、習慣化を図るために、歩行やゲーム機を使用したeスポーツの普及に取り組む。		
【参考】 予算事業名	一般介護予防事業運動・スポーツ習慣 化促進事業	担当課	社会福祉課

新規

基本構想 第1節 取り組みの方向4

障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を継承するとともに、ソーシャルインクルージョンの考え方にに基づき、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、**共**ともに支え合いながら暮らすことができる共生社会を実現していくまちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージに応じた一貫した支援体制を充実するとともに、高齢化や「親亡き後」を見据えた仕組みづくりを進める必要があります。

また、バリアフリーのまちづくりとして道路や施設等の整備だけでなく、こころのバリアフリーも実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

◆ 具体的施策 ①

子どもの発達段階に応じた継続的な支援

〈現況・課題〉

障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族などを対象とする療育推進事業は、こども発達支援センターが中核的な支援施設として、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っている。対象となる児童の増加等に伴い、さらなる相談支援体制の充実が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
療育教育総合センターを18歳までに一度でも利用したことのある市内の子どもの割合が18.9%になっている。	12.6%
補 足 説 明	
・障がいのある子ども及びその保護者だけでなく、発達に心配がある子ども及びその保護者がセンターへ相談することにより、早期に必要な支援につなげる。支援が必要でなかった場合でも、小さな不安を積極的に相談できる場として利用率の増加をめざすもの。 ・利用率は、18歳未満人口に占める利用者の割合。	

◆ 具体的施策 ③		
障がいのある人の就労支援	総合戦略	3-3-①-3
<<現況・課題>> 障がいのある人が適性に応じて社会参加でき、自立して地域生活を営んでいくために、経済的な基盤を確保する必要がある。		

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2024.3）
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数が18人/年になっている。	611人
補 足 説 明	
国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針に基づき、本市の障がい者福祉計画における令和5年度目標値（14人）から増加をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	障がい特性に応じた就労支援体制づくり	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス提供事業者への補助や市役所内における職場体験を行うなど、障がい特性に応じた就労等への支援を行う。 ・ 関係機関の相互連携により、就労可能な事業所等の情報共有、就労体験の実施が可能な事業所等の確保、雇用主に対する理解促進事業等、多岐にわたる支援の取り組みを進める。 		
【参考】 予算事業名	就労等支援事業	担当課	障がい福祉課
取り組み②	知的障がい者等の雇用促進	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の促進と就労の定着を図るため、知的障がいや精神障がいのある人を雇用する市内外の事業主に雇用報償金を支給する。 		
【参考】 予算事業名	知的障がい者等雇用促進事業	担当課	障がい福祉課
取り組み③	就労系障害福祉サービスの充実	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人の地域生活を支援するため、訓練等給付を支給し、機能訓練、就労支援などの通所系サービスを提供する。 		
【参考】 予算事業名	障害者自立支援給付等支給事業	担当課	障がい福祉課

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

新規	取り組み④	通所体験の推進	総合戦略	＝
	説明	・ 地域移行支援や親元からの自立にあたって、就労を目標とした障害福祉サービスの利用を進める通所体験事業を実施する。		
	【参考】予算事業名	就労等支援事業	担当課	障がい福祉課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み③	様々な保育ニーズへの対応 (保育環境の充実)	総合戦略	1-3-②-1
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・保育にかかるニーズ調査を実施し、様々なニーズに対応する保育を実施することで待機児童の削減を図る。 ・手法の一つとして、駅前送迎保育ステーション事業等の実施を検討する。 		
【参考】予算事業名	児童育成事務費	担当課	保育課

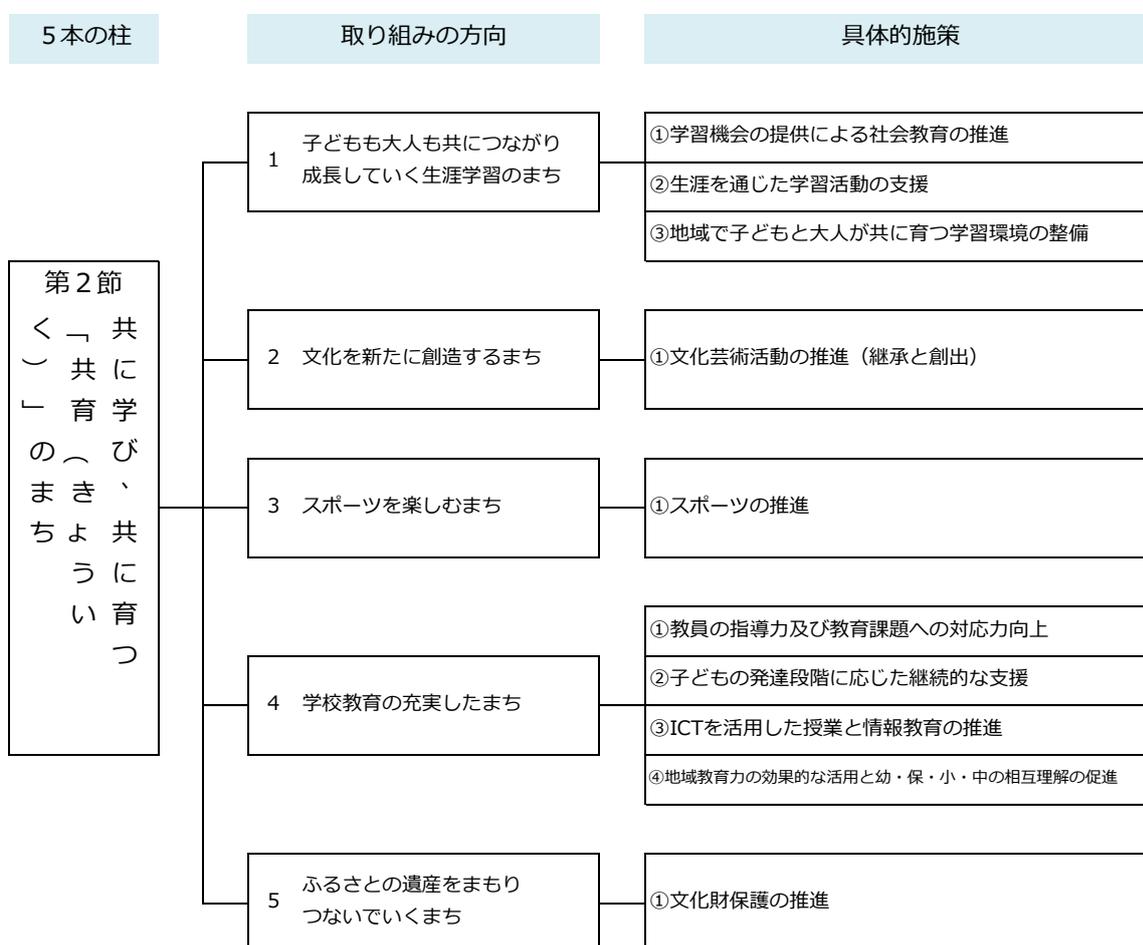
取り組み④	幼稚園就園等に係る支援	総合戦略	1-1-②-8
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に基づき原則3歳以上の児童に係る保育料を無償にし、子育て支援を図る。 		
【参考】予算事業名	幼児教育・保育無償化給付事業	担当課	保育課

取り組み⑤	子育てと仕事を両立させる環境整備	総合戦略	1-1-②-12 1-3-①-9 3-3-①-6
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内で子どもを預けながら働くことができる、「女性の新しい働き方」を実現するため、保育的機能を職場内に有する事業所の開設費用を補助する補助金を交付する。 		
【参考】予算事業名	企業誘致等推進事業	担当課	企画課

第2節

共に学び、共に育つ

「共育(きょういく)」のまち



めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育のまち逗子」をめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029年度】	現状【2022年度】
共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	<u>未実施</u>
補 足 説 明	
<u>・「逗子のまちづくりに関する意識調査」等の結果に基づく。</u> <u>・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。</u>	

No.76

取り組みの方向

- 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

◆ 具体的施策 ②

生涯を通じた学習活動の支援

《現況・課題》

高齢化の進展や社会環境の変化により、生涯学習の必要性が高まっている。また、学習内容も、価値観や生活習慣の多様化により大きな広がりを見せている。このような状況に対処するため、市には市民や情報をつなぐコーディネート能力が今まで以上に求められている。また、学習活動の場を公共施設として提供しているが、老朽化している施設もあり、適正な維持管理やニーズに合った改修が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度(令和11年度)】	現状(2022.3)
市内で活動する生涯学習団体の総数が400を超えている。	328
補 足 説 明	
市民交流センターに登録され、市民活動・生涯学習情報サイト「ナニスル」や生涯学習ハンドブックに掲載されている団体数を用いる。同センターでは、毎年3月に各登録団体に照会し、登録内容の変更や活動継続の有無を確認しており、実際に活動が行われている団体を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	生涯学習活動の情報の提供支援 (ライフステージや学習要求に応じた学習機会の提供)	総合戦略	1-3-①-4	No.77
説明	・市や市民団体等が実施する講座、 <u>やイベントや、生涯学習団体の情報を集約し、提供する等をつなぎ、学習機会をコーディネートする。</u>			
【参考】予算事業名	市民交流センター維持管理事業 生涯学習推進事業	担当課	市民協働課	

取り組み②	生涯学習活動の場の提供支援	総合戦略	—	No.78
説明	・市の生涯学習関連施設など活動の場が継続的に確保されるよう、ニーズを的確に把握するとともに、適時の修繕など維持管理に努める。			
【参考】予算事業名	—	担当課	市民協働課	

取り組み③	図書資料の充実	総合戦略	—
説明	・生涯学習の多様なニーズに応えるために、資料の充実を図り、読書に親しむ機会を提供する。		
【参考】予算事業名	蔵書整備事業	担当課	図書館

基本構想 第2節 取り組みの方向5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

わたしたちの身近にある**様々さまざま**な文化財は、先人たちの暮らしの中で生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、このまちに暮らすわたしたちの心を支え、豊かにするものとして後世にながく伝え、**い活**かしていくべきふるさとの遺産です。

文化財を適切に保存しつつ、わたしたちの身近な歴史から共に学び、共に育ち、次世代へ誇りや愛着をつないでいくまち、ふるさとの遺産を共にまもり、つないでいくまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

文化財保護の推進

《現況・課題》

ふるさとの遺産をまもりつないでいくために、収蔵・展示施設が不足していることが課題となっている。また、整備が進む史跡については適切な維持管理と公開活用が求められている。

さらに市指定重要文化財の新規指定を推進し、指定に至らない未指定文化財についても現況の把握が必要である。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
市指定文化財の数が24件に増加している。	21件
補 足 説 明	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未指定の様々な文化財の学術的価値や保護の必要性等を調査し、条件の整ったものから順次指定に向けた手続きを進めていく。 ・ 2年に1件以上の増加をめざすもの。 	

◆ 主な取り組み

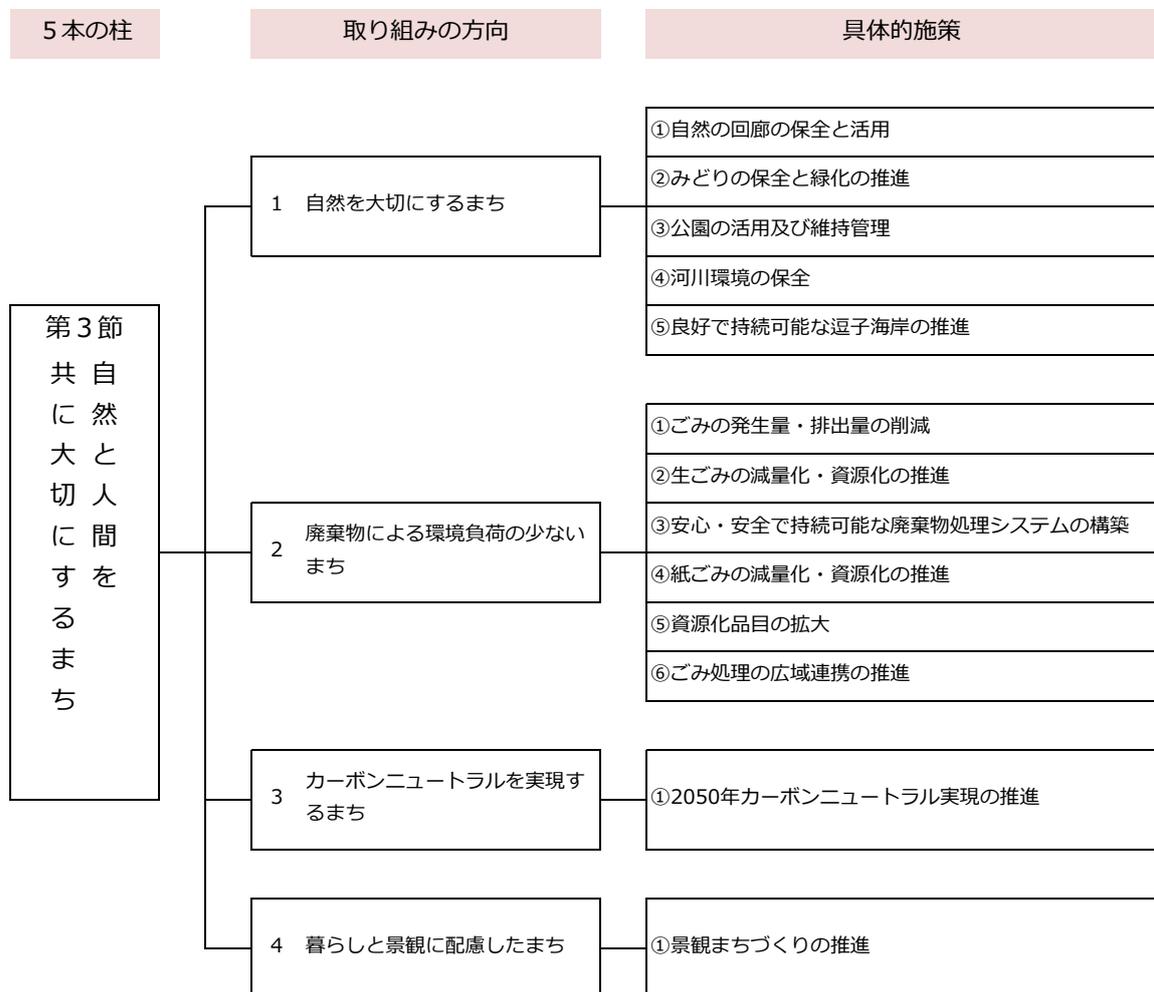
取り組み①	文化財の展示活用の推進	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな収蔵・展示施設の設置を検討する。 ・ 池子遺跡群資料館の展示の充実を図るほか、他の公共施設と連携し、展示活用の場を確保する。 ・ 主要な文化財資料について、ウェブ等での公開を進める。 		
【参考】 予算事業名	文化財保護事業、池子遺跡群保護事業	担当課	社会教育課

一部
新規

第3節

自然と人間を

共に大切にするまち



めざすべきまちの姿

逗子を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵のみどりなどが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間を共に大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029年度】	現状【2022年度】
自然と人間を共に大切にするまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。	

No.76

取り組みの方向

- 1 自然を大切にするまち
- 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち
- 3 カーボンニュートラルを実現するまち
- 4 暮らしと景観に配慮したまち

基本構想 第3節 取り組みの方向1 自然を大切にすまち

首都圏に残された貴重な財産である自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要・不可欠であり、わたしたちの責務です。

また、市街地においても、逗子の地域特性を最大限に発揮できるよう、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、緑地の保全や住宅地の緑化を進めていきます。

わたしたちは、逗子の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進め、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

◆ 具体的施策 ①

自然の回廊の保全と活用

〈現況・課題〉

山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で学び、安らぎ、遊び、憩うことができる楽しく遊べるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらかつないだ自然の回廊として保全していく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
自然の回廊を活用したイベントを複数回支援している。	年1件程度
補 足 説 明	
市民と協働で自然環境や歴史・文化、健康増進等、多様な切り口で自然の回廊を活用したイベントを実施することにより、認知度を高め、自然と人が調和し、回遊性と活力あるまちづくりにつなげていくもの。	

◆ 主な取り組み

No.87

取り組み①	自然の回廊プロジェクト事業の推進	総合戦略	2-2-②-2 4-1-②-4
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然の回廊プロジェクト」として、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図るため、「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の活動を支援する。 ・魅力の発信を図るため、自然の回廊の案内板の維持管理及びリーフレット等を配布する。 ・各回廊ゾーンの自然を生かした工夫に取り組む。 		
【参考】 予算事業名	観光客誘致事業 逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

取り組み②	みどりに親しむ環境づくりの推進	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの美しい山にもっと親しめる環境づくりとして、ハイキングコースの維持管理を行う。 		
【参考】 予算事業名	ハイキングコース維持管理事業	担当課	緑政課

◆ 具体的施策 ②

みどりの保全と緑化の推進

《現況・課題》

地球温暖化の進行や大規模災害、局所的豪雨の頻発、ヒートアイランド現象の顕在化等の問題についての対応等、持続可能な都市づくりへの取り組みが求められている。

また、多様な命の源となる逗子のみどりの山は、スギ、ヒノキ植林と里山（雑木林）、土地本来の自然植生の常緑広葉樹の森（いのちの森）であり、それらの森を健全な状態へ再生することや、保護が求められている。

さらに、みどりの量的な確保のみならず、みどりの持つ環境保全や防災機能等、多面的な機能の充実を図り、みどりの質的な向上を図る必要がある。

あわせてまた、市街地を取り囲む既存緑地をこれ以上壊さず、連なったみどりとして連続的、体系的に保全する必要がある。

No.88

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
公園への花苗の植栽が、年2,500個以上となっている。	2,088個
補 足 説 明	
<ul style="list-style-type: none"> ・アダプトプログラムにおいて花苗を配布している。 ・<u>現状の2割増をめざすもの。</u> ・アダプトプログラムは、公園を「養子」にみたと、市民がボランティアとして里親になり「養子」である公園の美化・維持管理を自主的・主体的に行うもの。 	

◆ 主な取り組み

取り組み①	緑化に係る事業の推進	総合戦略	4-1-②-6
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣やシンボルツリーの苗木を配布することで、市街地のみどりを増やし、みどり豊かでうるおいのある住環境を創出する。 ・市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進める。 ・<u>市民の参加などによる自然植生をめざした森の再生や里山の活用、維持管理を推進する。</u> 		
【参考】予算事業名	緑化推進事業	担当課	緑政課

一部
新規

No.88

取り組み②	公園への花苗の植栽（各種アダプトプログラムの推進）	総合戦略	4-2-①-6
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・アダプトや自治会の協力により、公園に花苗の植栽をする。 		
【参考】予算事業名	苗木等配布事業	担当課	緑政課

新規

◆ 具体的施策 ④

河川環境の保全

《現況・課題》

市内の中心部を流れる田越川は、豊かな山の命を海まで運ぶ逗子の象徴的な川であり、川の機能を再評価して本来の機能を回復させる必要がある。

周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進することで水生生物の再生を促し、多様な命を育む川とするとともに、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩いの場とすることが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
アダプトプログラムにより市民が活動している河川管理の箇所数 6箇所 親水施設整備 4箇所	河川管理の箇所数： 5箇所 親水施設整備：3箇所
補 足 説 明	
<ul style="list-style-type: none"> ・アダプト登録されている団体が現在5団体のため、1団体増やし市民協働による河川管理箇所数を増加させる。 ・親水性を向上させる住様の親水施設の整備済み箇所数を、中期実施計画中に1箇所整備を行う。 	

◆ 主な取り組み

取り組み①	河川アダプト制度の活用（各種アダプトプログラムの推進）	総合戦略	4-2-①-6
説明	・水辺の環境を保全していくため、アダプト制度や市民、事業者との協働による清掃等を通じて、良好な水辺を継承していく。		
【参考】予算事業名	河川維持管理事業	担当課	都市整備課

取り組み②	河川環境保全に留意した維持管理の推進	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺景観や生き物の生息場所に配慮した河川の維持管理を行う。 ・「自然の回廊」の一つとして、水辺環境の創生（河川管理通路を遊歩道として利活用）を図る。 		
【参考】予算事業名	河川維持管理事業	担当課	都市整備課

◆ 具体的施策 ⑤

良好で持続可能な逗子海岸の推進

《現況・課題》

逗子海岸は、海浜部の狭あい化、砂質の悪化、漂着海草の処理、置き去られるごみなど、多くの問題を抱えており、砂浜は関係機関による養浜対策にも関わらず改善には至っていない。

豊かな生態系を回復したきれいな海と海岸を取り戻し、市民の憩いの場、子どもが遊べる場として整備することが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
国際環境認証であるブルーフラッグを継続して取得している。	取得申請中
補 足 説 明	
取得にあたっては、環境教育や情報発信、環境やリスクマネジメント等、包括的に取り組む必要がある。さらに、毎年更新時に、評価改善して取得することで、逗子海岸の保全活用につながる。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	良好な逗子海岸、海水浴場の環境の推進 <u>(逗子海岸保全活用事業の推進)</u> (海洋プラスチックごみ対策の推進)	総合戦略	— <u>2-2-②-1</u> <u>3-2-③-1</u> <u>4-1-②-3</u> <u>4-1-④-4</u>
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能で良質な逗子海岸を維持するため、国際環境認証であるブルーフラッグの取得を継続し、市民向けに環境教育のイベント、講座等を実施する。 ・海洋プラスチックごみをもたらす環境への影響、プラスチック製品の使用の注意事項や使い捨て製品の使用を控える行動を促す等の周知活動を行う。 ・海岸への排水・廃棄の禁止、海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。 ・養浜対策について県に要請する。 ・関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。 		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業、 <u>海岸美化推進事業</u>	担当課	経済観光課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

<p>取り組み②</p>	<p>逗子海岸美化活動の推進 (各種アダプトプログラムの推進)</p>	<p>総合戦略</p>	<p><u>4-2-①-6</u> =</p>
<p>説明</p>	<p>・海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。 ・アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。</p>		
<p>【参考】 予算事業名</p>	<p>観光客誘致事業 海水浴場運営事業、海岸美化推進事業</p>	<p>担当課</p>	<p>経済観光課</p>

◆ 具体的施策 ③

安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムの構築

《現況・課題》

将来に向けて安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、直営、委託、共同処理のあり方を含めごみ処理関連施設全体の運営、維持管理及び更新の計画的な推進を図る必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2021.3）
環境クリーンセンター焼却施設長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行い、年間20,000tの焼却処理を行っている。	<u>16,425</u> 16,311t/年
補 足 説 明	
鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（2020年（令和2年）8月）において、ごみ処理施設の整備方針を整理しており、第2期（令和7年度～11年度）は、逗子市焼却施設に、鎌倉市及び葉山町の可燃ごみを集約し、年間20,000t焼却する計画である。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	環境クリーンセンター焼却施設長寿命化計画の策定	総合戦略	—
説明	・環境クリーンセンター焼却施設について、中長期的なごみ量とごみ質の変化等を踏まえた総合的な長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を図る。		
【参考】 予算事業名	—	担当課	資源循環課
取り組み②	民間委託の計画的な推進	総合戦略	—
説明	・収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における直営と民間委託の役割分担のあり方を整理し、民間委託の計画的な推進を図る。		
【参考】 予算事業名	—	担当課	資源循環課

◆ 具体的施策 ⑥

ごみ処理の広域連携の推進

《現況・課題》

ごみの減量化・資源化を環境面、財政面でより効率的に推進し、持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、従来の枠組みにとられない廃棄物処理の新たな広域連携の検討を進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
鎌倉市の可燃ごみの一部を受入れ広域処理を行っている。 葉山町の生ごみ資源化処理施設での生ごみ資源化共同処理を行っている。	未実施
補 足 説 明	
鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（2020年（令和2年）8月）では、令和6年度から葉山町の生ごみ資源化処理施設での生ごみ資源化共同処理の実施、令和7年度から鎌倉市の可燃ごみの一部を受入れ広域処理を行う計画としている。	

◆ 主な取り組み

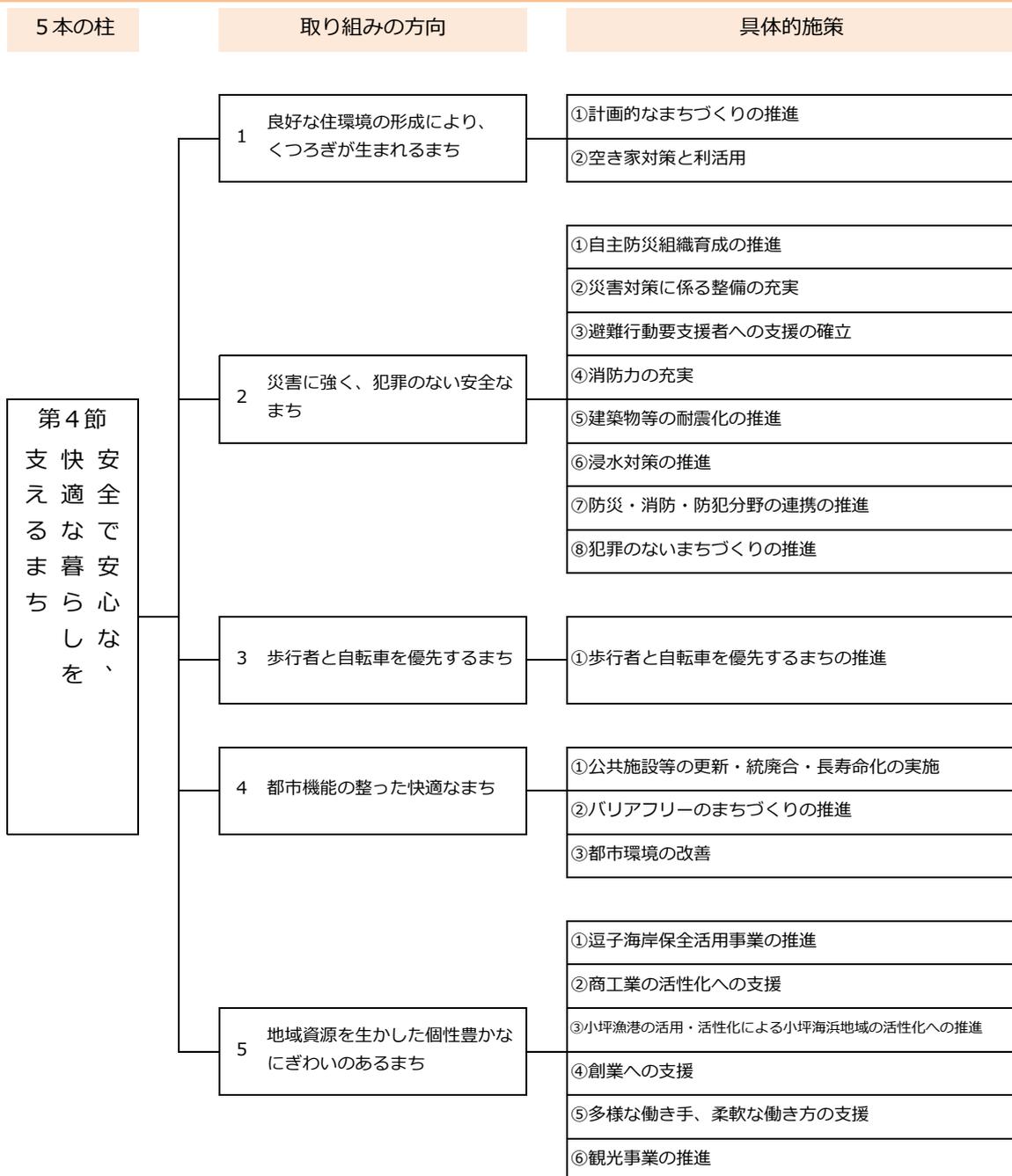
取り組み①	ごみ処理の広域連携の推進	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。 ・食品リサイクル法に基づく登録再生事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、手数料の見直し等を鎌倉市、逗子市及び葉山町で連携して推進する。 		
【参考】予算事業名	家庭系ごみ排出抑制推進事業	担当課	資源循環課

一部
新規

第4節

安全で安心な、

快適な暮らしを支えるまち



めざすべきまちの姿

わたしたちは、逗子が持つ豊かな自然環境やコミュニティの質の高いまちを未来に継承していきます。

そのため、土地利用の基本方針を尊重し、社会ニーズを的確にとらえ、長期的な視点に立った都市のデザインを描いて、計画的なまちづくりを進め、誰もが安全で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029年度】	現状【2022年度】
安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。	

No.76

取り組みの方向

- 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち
- 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち
- 3 歩行者と自転車を優先するまち
- 4 都市機能の整った快適なまち
- 5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

基本構想 第4節 取り組みの方向1

良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

土地利用の基本方針にうたわれた理念の実現を図るため、逗子が潜在的に持つ優れた価値と原風景を再認識し、大局的長期的視点に立ち、住む人にも訪れる人にも優しく、にぎわいとくつろぎ、そして安らぎが生まれる人間らしいスケールのまちをめざします。

基本的に低層のまち並みの形成を基盤とする中で、地域ごとの整備方針に基づき、地域のまちづくりを進めます。

◆ 具体的施策 ①

計画的なまちづくりの推進

〈現況・課題〉

本市の良好な住環境は、土地利用に係る3条例（良好な都市環境をつくる条例、まちづくり条例、景観条例）によって維持・創出されているが、都市としての成熟期を迎えた現在、少子高齢化や多様化する住民ニーズに対応していくため、守るべき環境は保全しつつ、限られた市街地の質を高めることにより誰もが豊かに暮らせる魅力ある住環境を形成していくことが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
市を取り巻く環境の変化による条例運用上の課題等に早急に対応するため、3年ごとに土地利用に係る3条例等の見直しを行う。	令和2年8月 まちづくり条例施行規則の改正
補 足 説 明	
まちづくり条例の経過措置に「まちづくりに関する状況の変化に的確に対応し、まちづくりに関する施策の効果的な推進を図るため、少なくとも3年ごとにこの条例に関する必要な見直しを行うものとする。」と規定されているもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	計画的なまちづくり推進事業の推進	総合戦略	4-1-③-2
説明	・まちづくり条例を運用するとともに、市民の主体的なまちづくりの取り組みを支援し、計画的なまちづくりを推進する。		
【予算】 予算事業名	計画的なまちづくり推進事業	担当課	まちづくり景観課

新規

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

No.79

<p>取り組み②</p>	<p><u>都市計画策定事業の推進</u>（コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の推進）</p>	<p>総合戦略</p>	<p><u>4-1-③-5</u> =</p>
<p>説明</p>	<p>・立地適正化計画に基づき、<u>適正な土地利用の誘導を行うとともに、公共交通ネットワークの維持向上に取り組む。</u></p>		
<p>【参考】 予算事業名</p>	<p>都市計画策定事業</p>	<p>担当課</p>	<p>環境都市課</p>

◆ 具体的施策 ③

避難行動要支援者への支援の確立

《現況・課題》

災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者、障がいのある人などがいる。
災害時に避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、対象者を庁内において横断的に把握する必要がある。
また、避難行動要支援者には「個別避難計画」の作成においては、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村が主体となり、地域の実情に応じて、引き続き自主防災組織等と協力・連携し、作成を進めていく必要がある。しておく必要があるが、その作成は自主防災組織等が実施するため、様々な個別事情を抱えた対象者への働きかけや同意を確保する必要がある。
さらに、避難所においても避難行動要支援者がでも生活しやすいような環境を整える必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
個別避難計画の作成率が35%以上になっている。	10.4%
補 足 説 明	
避難行動要支援者支援制度に係る関係部局及び各地域住民と連携を図り、個別避難計画の作成率を35%以上となることをめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	避難行動要支援者支援制度の普及・啓発の推進	総合戦略	4-2-②-3
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援制度の普及・啓発を行う。 ・庁内関係所管の連携・情報共有による避難行動要支援者名簿の作成を行う。 ・避難行動要支援者名簿の情報が、もれなく随時更新される体制の整備を行う。 ・民生委員・児童委員や逗子市社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所等、福祉関係専門機関・団体への制度周知と、理解・協力を求める。 ・住民自治協議会及び自主防災組織等との協力体制を確立する。 ・平常時から築かれた近隣の関係性を避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。 ・避難行動要支援者に必要な避難所の資機材の整備等を図る。 		
【参考】予算事業名	災害対策事業	担当課	防災安全課

基本構想 第4節 取り組みの方向3 歩行者と自転車を優先するまち

自動車交通がもたらす交通事故や交通公害、混雑などを解決するためには、環境負荷の低減を図り、自動車の過度な利用を抑制し、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性を高めることが必要です。

わたしたちは、歩行者も自転車も優先することができる社会をめざすことにより、豊かで快適、安全な、生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の高いまちづくりを実現します。

◆ 具体的施策 ①

歩行者と自転車を優先するまちの推進

〈現況・課題〉

人と環境にやさしい交通手段への転換として、効率的な自動車利用を推進するとともに、自動車交通がもたらす環境負荷を低減し、ウォークアブルなまちづくりが求められている。また、今後の更なる高齢化を見据えた際の、自家用車に頼らずとも生活できる環境、そのための公共交通の持続可能性を高めることが求められている。

現状では、駐車車両等により歩行者、自転車の安全が確保されていないことに加え、自転車利用のルール、マナーが守られていないことにより、自転車が関係する交通事故が発生している。また、逗子駅、逗子・葉山駅周辺の自転車等放置禁止区域内において、自転車・バイクの放置が常態化していることや、自転車による歩道通行が常態化し、歩行者優先の意識が希薄になっている。

そのため、限られた道路空間の有効活用、自転車利用のルール・マナーの啓発、交通安全教室など総合的に進める必要がある。

取り組み②	自家用車に頼らないまちづくりの推進 (公共交通機関への乗り換えを容易にするシステムに関する取り組み) (未来技術の活用に向けた取り組みの推進)	総合戦略	3-1-①-4 4-1-③-6 4-1-③-13 4-2-②-9
説明	<p>・公共交通機関の利用促進、シェアサイクル・カーシェアリングの検討など、自家用車に頼らずとも生活できる環境づくりに<u>取り組む</u>に向けた、効率的な自動車利用を推進する。</p> <p>・交通を地域の暮らしと一体として捉え、コミュニティバス等の持続可能な地域交通の導入に向け、市と地域が協働して<u>行う</u>取り組みを<u>推進する</u>。</p> <p>・バス、電車への乗り換えを容易とするシステムの実施を検討する。</p>		
【参考】予算事業名	公共交通拡充支援事業	担当課	環境都市課

No.89

No.90

取り組み③	駐輪場の整備等	総合戦略	3-1-①-5
説明	<p>・民間事業者による駅周辺の開発の際には、十分な台数の駐輪場を設置するよう求めていくなど、民間事業者等と協働した駐輪場の整備を進める。</p>		
【参考】予算事業名	自転車等駐車場維持管理事業	担当課	環境都市課

取り組み④	自転車通行帯の明確化	総合戦略	—
説明	<p>・主要道路へ自転車走行位置を示す自転車誘導マークを設置する。</p>		
【参考】予算事業名	道路補修事業	担当課	都市整備課

取り組み⑤	鉄道事業者との連携による通勤電車本数の維持	総合戦略	3-1-①-2
説明	<p>・市街地整備に関する必要な事務の一環として、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者へ要望活動を実施する。</p>		
【参考】予算事業名	市街地整備事務費	担当課	環境都市課

取り組み⑥	より快適な通勤環境整備への支援	総合戦略	3-1-①-3
説明	<p>・市民が快適に通勤できる環境整備を行う。</p>		
【参考】予算事業名	—	担当課	企画課

◆ 具体的施策 ②		
バリアフリーのまちづくりの推進	総合戦略	4-1-③-11
<<現況・課題>> 高齢化のさらなる進展や障がいのある人などの社会参加の機会が増加し、 <u>しすることによ</u> <u>り、さらに、</u> 公共施設等のバリアフリー化に対する <u>ニーズが要求は</u> 高まっている。		

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
金沢新道踏切について改良工事が完了している。	協議中
補 足 説 明	
JR 逗子駅に近接している県道である金沢新道踏切の歩道拡幅工事を行うもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	無電柱化の推進	総合戦略	—
説明	・ 歩行空間のバリアフリー化とともに、景観上の観点からも幹線市道の無電柱化を推進する。		
【参考】 予算事業名	道路改良事業	担当課	都市整備課

取り組み②	市道のバリアフリー化の推進	総合戦略	—
説明	・ 2003年（平成15年）に策定した「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、市道のバリアフリー化を行う。		
【参考】 予算事業名	道路改良事業	担当課	都市整備課

取り組み③	国・県道のバリアフリー化の推進	総合戦略	—
説明	・ 歩道が狭い県道について、無電柱化の検討も含め、神奈川県へバリアフリー化を行うよう要望する。 ・ 金沢新道踏切の改良について神奈川県へ要望を行い、バリアフリー化を推進する。		
【参考】 予算事業名	—	担当課	都市整備課

基本構想 第4節 取り組みの方向5

地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

市街地を囲むみどり豊かな山や青い海の逗子海岸や小坪漁港、これらの逗子の魅力を国内外に向けて発信し続け、人が集い、ふれあいの輪が広がり、地域のにぎわいが生まれるまちをつくりまします。

自然、文化、人という逗子の恵まれた地域資源を、磨き、つなぎ、生かすことにより、地域産業の活性化や個性豊かな産業の創出を図るとともに、住む人、働く人、訪れる人が一体となって、成熟した魅力あふれるまちをつくりまします。

◆ 具体的施策 ①

逗子海岸保全活用事業の推進	総合戦略	2-2-②-1
		3-2-③-1
		4-1-②-3
<p>《現況・課題》</p> <p>近年、特に海水浴場開設期間中は新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに、治安、風紀の乱れ等が顕在化し、魅力が薄れていることから、安全で快適な海水浴場の開設に努める必要がある。</p> <p>四季を通して来訪者に親しまれる海岸となるよう環境整備を行う必要がある。</p>		

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
海水浴客数が40万人になっている。	86,600人
補 足 説 明	
<ul style="list-style-type: none"> ・逗子海岸の来訪者のうち、海水浴客がその大勢を占めていることから、より多くの人に親しまれ利用されている海岸を示す指標として用いる。 ・海水浴場運営に関する検討会が活動し始めた平成27年度以降の逗子海水浴場報告書による最大来場者数の約110%を指標とする。 	

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

<p>取り組み③</p>	<p>【3-1再掲】 良好な逗子海岸、海水浴場の環境の推進 <u>(逗子海岸保全活用事業の推進)</u> (<u>海洋プラスチックごみ対策の推進</u>)</p>	<p>総合戦略</p>	<p><u>2-2-②-1</u> <u>3-2-③-1</u> <u>4-1-②-3</u> 4-1-④-4</p>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能で良質な逗子海岸を維持するため、国際環境認証であるブルーフラッグの取得を継続し、市民向けに環境教育のイベント、講座等を実施する。 ・海洋プラスチックごみがもたらす環境への影響、プラスチック製品の使用の注意事項や使い捨て製品の使用を控える行動を促す等の周知活動を行う。 ・海岸への排水・廃棄の禁止、海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。 ・養浜対策について県に要請する。 ・関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。 		
<p>【参考】予算事業名</p>	<p>海水浴場運営事業、<u>海岸美化推進事業</u></p>	<p>担当課</p>	<p>経済観光課</p>

<p>取り組み④</p>	<p>【3-1再掲】逗子海岸美化活動の推進 (<u>各種アダプトプログラムの推進</u>)</p>	<p>総合戦略</p>	<p>4-2-①-6</p>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。 ・アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。 		
<p>【参考】予算事業名</p>	<p><u>海水浴場運営事業</u>観光客誘致事業、海岸美化推進事業</p>	<p>担当課</p>	<p>経済観光課</p>

◆ 具体的施策 ②

商工業振興の推進商工業の活性化への支援	総合戦略	2-2-②-5 3-2-①-1 3-3-②-1
<p>《現況・課題》</p> <p>商業においては、買い物客等の市外流出の現象が見られる。個人商店においては売上げが伸びず、経営者の高齢化により情報化への対応が遅れており、支援を考慮する必要がある。</p> <p>また、情報化や新型コロナウイルス感染症対策等の社会変化の状況を踏まえたうえで、商業の活性化に向け方向性を検討していく必要がある。</p>		

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
<p><u>逗子市</u>商工会の会員数が、1,300人以上になっている。</p>	1,206人
補 足 説 明	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>逗子市</u>商工会は市内の商工業事業者の約6割が会員として加入しており、本市の商工業振興事業は<u>逗子市</u>商工会と連携して主に取り組んでいる。<u>逗子市</u>商工会の会員数の増加は、市の効果的な施策の実施につながるとともに、<u>逗子市</u>商工会の経営相談やフォローアップ等の独自事業や会員相互の関係構築等により、存続しやすい経営体の増加につながり、市内の商工業の活性化を示す指標となる。 ・ 経済センサスによる商工業事業者数の約7割を指標とする。 	

◆ 主な取り組み

取り組み①	<p><u>逗子市商工会や市内商店街への支援商工業振興事業の推進</u> （地域産業の増収支援や地域資源開発に関する取り組み）</p>	総合戦略	2-2-②-5 3-2-①-1 3-3-②-1 3-2-③-5
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業者支援に係る方策を計画的に進めるための基本的方向性を定め、商工業の活性化を図り、振興施策の具体化を図る。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症対策等社会変化に応じた事業者への相談窓口の設置を支援する。 ・ 商工会と連携し、地場産品の認定事業や逗子ふるさと納税返礼品を推進する活動を支援する。 ・ 商工会と連携し、イベントの実施や周知等の活動を支援する。 		
【参考】 予算事業名	<p>商工業振興事業 逗子市商工会助成事業</p>	担当課	経済観光課

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

<u>取り組み②</u>	<u>地域産業の増収支援や地域資源開発に関する取り組み</u>	<u>総合戦略</u>	<u>3-2-③-5</u>
<u>説明</u>	<u>・商工会と連携し、地場産品の認定や周知等の活動を支援する。</u>		
<u>【参考】予算事業名</u>	<u>逗子市商工会助成事業</u>	<u>担当課</u>	<u>経済観光課</u>

<u>取り組み③</u>	<u>ふるさと納税に関する取り組み</u>	<u>総合戦略</u>	<u>2-2-②-18</u> <u>3-2-③-4</u>
<u>説明</u>	<u>・商工会と連携し、ふるさと納税返礼品を推進する活動を支援する。</u> <u>・ふるさと納税の電子ポイント返礼品や体験型返礼品を市内事業者と創出し、まちの魅力発信を行う。</u>		
<u>【参考】予算事業名</u>	<u>逗子市商工会助成事業、観光客誘致事業、逗子市観光協会助成事業</u>	<u>担当課</u>	<u>経済観光課</u>

◆ 具体的施策 ③

<p><u>小坪漁港を中心とした小坪海浜地域活性化の推進</u> (小坪海浜地域活性化事業の推進) 小坪漁港の活用・活性化による小坪海浜地域の活性化への推進</p>	<p>総合戦略</p>	<p><u>2-2-②-7</u> <u>3-2-②-1</u> <u>4-1-③-7</u></p>
--	-------------	---

◀ 現況・課題 ▶

漁業者は高齢化傾向にあり、また漁獲量の減少から収入も落ち込んでいる。そのため、漁港を中心とした新たな活用・活性化への早急な取り組みが必要となっており、小坪漁港活用・活性化促進事業を進める中で新たな事業展開に取り組んでいる。漁港施設についても新たな活用・活性化に合わせ、更新、整備を行っていく必要がある。その上で、地域のにぎわいを取り戻すために漁港を含めた小坪海浜地域の活性化計画に着手する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
小坪漁業協同組合が観光等の組み合わせによる漁業体験等を事業として実施し、年間280人以上参加している。	60人
補 足 説 明	
<ul style="list-style-type: none"> ・小坪漁業協同組合による継続的な事業実施により、漁港のにぎわいを創出し、活性化に資するもの。 ・1回催行14人として、出漁繁忙期を除く10か月で月2回以上の実施を指標とする。 	

◆ 主な取り組み

取り組み①	小坪漁港の活用・活性化の推進	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港の新たな活用及び活性化のために関係者の意見を踏まえた活性化と老朽化対策を加味した漁港整備を実施する。 ・漁業と観光等の組み合わせによる新たな事業の展開を支援する。 ・漁港付近に市民と生産者の交流をできる場を設け、地域住民の利便性の向上と新しいにぎわいの創出を図る。 ・サザエ・アワビの稚貝放流や磯焼け対策など漁場整備を支援する。 ・地元漁獲物、加工品等のPRを行う。 		
【参考】 予算事業名	小坪漁港活用・活性化促進事業 水産業振興事業	担当課	経済観光課

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
 5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

<p>取り組み②</p>	<p>小坪海浜地域の<u>活性化事業</u>の推進</p>	<p>総合戦略</p>	<p style="text-align: center;">二</p> <p>2—2—②—7</p> <p>3—2—②—1</p> <p>4—1—③—7</p>
<p>説明</p>	<p>・小坪漁港の活用・活性化の取り組みと施設整備の状況を踏まえて、逗子マリーナ及び小坪マリーナを含む小坪漁港周辺一帯と連携を図り、小坪海浜地域の<u>活性化</u>に<u>取り組む事業</u>に着手する。</p>		
<p>【参考】予算事業名</p>	<p>小坪漁港活用・活性化促進事業 <u>漁港施設維持管理事業</u></p>	<p>担当課</p>	<p>経済観光課</p>

◆ 具体的施策 ⑥

観光振興事業の推進

《現況・課題》

逗子を訪れた人に、逗子の良さをアピールしてもらえよう、十分な情報提供を行う必要がある。

市内に宿泊施設が少ないため、日帰り客が主となっている。近隣市町へ宿泊した観光客にも足を伸ばしてもらい、「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」気持ちになるような、魅力ある観光地づくりを行っていく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2021）
入込観光客数が105万人/年になっている。	589,042人
補 足 説 明	
<ul style="list-style-type: none"> ・観光事業を推進することで、より多くの人に訪れてもらい、逗子に魅力を感じてもらえているかを測る指標として、全国で同じ基準により算定した入込観光客数を用いる。 ・過去5年の最大数値の105%を指標とする。 	

◆ 主な取り組み

取り組み①	逗子市観光協会への助成 （三浦半島観光連絡協議会を中心とした、三浦半島で連携した取り組みの推進） （「自転車半島宣言」の推進） （県の三浦半島魅力最大化プロジェクト等との連携） （マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング） （秋・冬の海岸の活用） （プロジェクションマッピング海浜投影）	総合戦略	2-2-②-9 2-2-②-11 2-2-②-15 2-2-②-12 2-2-②-13 2-2-②-14 3-2-③-6 4-1-①-7
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市観光協会と連携し、逗子の身近な自然や歴史・文化の魅力を発見するイベントを市民や市民団体と企画・実施する ・逗子市観光協会と連携し、逗子市の認知度と、まちの魅力を高め集客力の向上と地域の活性化を図る ・逗子市観光協会への支援を行う。 		
【参考】 予算事業名	観光客誘致事業 逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

<p>取り組み②</p>	<p>逗子の魅力向上事業の推進 （三浦半島観光連絡協議会を中心とした、三浦半島で連携した取り組みの推進） （県の三浦半島魅力最大化プロジェクト等との連携） （「自転車半島宣言」の推進）</p>	<p>総合戦略</p>	<p>2-2-①-6 2-2-②-11 2-2-②-12 2-2-②-15 2-2-②-17 3-2-③-6 4-1-⑤-4</p>
<p>説明</p>	<p>・逗子の身近な自然や歴史・文化の魅力を発見するイベントを市民や市民団体と企画・実施する。 ・逗子の特徴を生かし、市民と来訪者が「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」気持ちになるように、異なる季節や場所にて楽しめる観光をホームページ、案内板及びイベント等を通じて紹介する。 ・県及び近隣各市町と連携し、観光客の誘致を行う。</p>		
<p>【参考】予算事業名</p>	<p>観光客誘致事業 <u>逗子市観光協会助成事業</u></p>	<p>担当課</p>	<p>経済観光課</p>

<p>取り組み③</p>	<p>観光情報発信の充実 （三浦半島観光連絡協議会を中心とした、三浦半島で連携した取り組みの推進） （フィルム・コミッションに関する取り組み） （県の三浦半島魅力最大化プロジェクト等との連携） （「自転車半島宣言」の推進） （インバウンド観光に関する取り組み）</p>	<p>総合戦略</p>	<p>2-2-①-4 2-2-②-10 2-2-②-11 2-2-②-12 2-2-②-15 3-2-③-6 3-2-③-7</p>
<p>説明</p>	<p>・<u>多種多様な媒体を活用として</u>、逗子市の認知度と、まちの魅力を高め、集客力の向上と地域の活性化を図る。 ・逗子の特徴を生かし、市民と来訪者が「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」気持ちになるように、異なる季節や場所にて楽しめる観光をホームページ、案内板及びイベント等を通じて紹介する。 ・県及び近隣各市町と連携し、観光客の誘致を行う。</p>		
<p>【参考】予算事業名</p>	<p>観光客誘致事業 <u>逗子市観光協会助成事業</u></p>	<p>担当課</p>	<p>経済観光課</p>

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み④	<u>【再掲】</u> ふるさと納税に関する取り組み	総合戦略	2-2-②-18 3-2-③-4
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会と連携し、ふるさと納税返礼品を推進する活動を支援する。 ・ふるさと納税の電子ポイント返礼品感謝券や体験型返礼品を市内事業者と創出し、まちの魅力発信を行う。 		
【参考】 予算事業名	逗子市商工会助成事業 観光客誘致事業 <u>逗子市観光協会助成事業</u>	担当課	経済観光課

取り組み⑤	逗子市広報大使による発信	総合戦略	2-2-①-3 4-1-⑤-3
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子にゆかりがあり、様々な分野で活躍されている方による、逗子の魅力や情報の発信を行う。 		
【参考】 予算事業名	広聴広報事務費	担当課	企画課

第5節

新しい地域の姿を示す

市民主権のまち



めざすべきまちの姿

市民は、市政の主権者であり、まちづくりに参加する権利を有します。

わたしたちは、主権者である市民として、互いに尊重し合いながら、その人のもつ個性や能力を十分に発揮できる地域社会をつくっていきます。また、グローバル化した社会の中で、地域や国を越えて、世界に貢献していきます。

わたしたちは、地域社会、さらには世界の一員として主体的に行動する市民主権のまちをつくりまします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029年度】	現状【2022年度】
新しい地域の姿を示す市民主権のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	<u>未実施</u>
補 足 説 明	
<u>・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。</u>	
<u>・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。</u>	

No.76

取り組みの方向

- 1 市民自治のまち
- 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち
- 3 世界とつながり、平和に貢献するまち

基本構想 第5節 取り組みの方向1 市民自治のまち

逗子のまちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。~~市民が~~自分のことだけでなく、他人や地域、自然のことを自分のことのように考え、行動することができる市民の姿が望まれます。

また、逗子に住み、働き、学び、交わるあらゆる主体が、地域の一員として、考え、行動し、それぞれの関係の中で互いの理解を深め、担い合い支え合うことにより、心豊かな市民自治のまちを実現します。

◆ 具体的施策 ①

住民による自治活動の推進

《現況・課題》

住民ニーズの多様化、複雑化とともに、地域の課題もそれぞれ異なっている状況にある。その一方で、地縁による市民の団体が弱体化している。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
住民自治協議会が組織され、その活動が防災防犯、環境や福祉など複数の領域で実施されている。	5小学校区のうち4小学校区で組織されている。
補 足 説 明	
住民自治の活動が活発に行われている状況を示すものとして、個々の自治会・町内会のエリアを越えて住民自治協議会が組織されていること、さらに、複数分野でその活動が行われていることが、自治会・町内会やテーマ型の市民団体では 困難不可能 な活動であることから指標として設定する。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	住民自治協議会の支援 (地域自治システム推進事業の推進)	総合戦略	4-2-①-1
説明	<ul style="list-style-type: none"> 市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、小学校区を単位とした住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供その他必要な支援を行う。 未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援する。 		
【参考】予算事業名	地域自治システム推進事業	担当課	市民協働課

No.82

◆ 具体的施策 ③

行政活動に対する市民参加の推進

《現況・課題》

市民の価値観の多様化が進む中であって、行政活動が市民のニーズや指向に合致したものとなるには、市民の意見を的確にとらえ、反映する必要がある。市民参加条例の制定により様々な参加手法が確立した一方で、意見の提出や公募市民委員への応募などの市民参加は減少している。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

No.83

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状 （2022.3）
パブリックコメントにおいて、1 案件当たりの意見提出数の平均が 20 件を超えている。	23 件 <u>（2021 年度）</u> <u>8. 8 件（2018～</u> <u>2020 年度平均）</u>
補 足 説 明	
<ul style="list-style-type: none"> 市民参加には公募委員としての会議への出席や意見提出など様々な手法があるが、市民参加の状況を示す指標として、市民参加条例に基づきパブリックコメントを実施した際の 1 案件当たりの意見提出数を用いる。 過去 3 年の平均値の約 2 倍を活発に市民参加が行われている状況を示す指標とする。 	

◆ 主な取り組み

取り組み①	市民参加制度の運用	総合戦略	—
説明	・より効果的な市民参加が図られるよう、市民参加の手法や時期を的確に選択して市民参加制度を運用するとともに、制度の見直しを行う。		
【参考】 予算事業名	市民参加制度審査会経費	担当課	市民協働課

基本構想 第5節 取り組みの方向2 誰もが尊重され、自由で平等なまち

その人の持つ「個性、~~や固有の~~人格そのもの」や「能力」が尊重され、それらが十分に発揮できるまちづくりを推進し、誰もが、性別、国籍、障がい等によって差別されることなく人権が尊重され、自由で平等な参画が保障されているまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

人権啓発活動の推進

《現況・課題》

個人の属性や境遇の違いは、多様な個性をつくり、一人ひとりをかけがえのないものとするが、一方、このことが差別や偏見につながっている状況がある。一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざすため、人権についての正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るための人権の啓発が必要となっている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
「逗子市は、人権が尊重されているまちだ。」と感じる市民の割合が70%を超えている。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	人権意識向上のための啓発活動	総合戦略	—
説明	・人権意識の向上を目的とした講座や講演会を実施する。		
【参考】予算事業名	人権推進事業	担当課	市民協働課
取り組み②	人権に関する相談等への対応	総合戦略	—
説明	・人権に関する相談や苦情について、関係機関へ繋ぐ等適切な対応を図る。		
【参考】予算事業名	人権推進事業	担当課	市民協働課

池子の森全面返還をめざして

池子住宅地区への米軍家族の入居に係る諸課題への対応を図りながら、市民と米軍家族との良好な関係づくりを進めます。また、国、米軍との交渉を進め、共同使用地（池子の森自然公園）の部分返還、さらに、最終的には「池子住宅地区及び海軍補助施設」の全面返還をめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029年度】	現状【2022年度】
共同使用地（池子の森自然公園）が返還されている。	未返還
補 足 説 明	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2014年より米軍との共同使用が開始された。</u> ・ <u>返還について国に要望を続けている。</u> <p>【参考】 <u>2002年に逗葉地域医療センター・逗子市保健センターへの進入路について、安定した通行を確保するため返還申請を行い、2022年12月に日米両政府により返還が合意された。</u></p>	

No.76

取り組み

- 国、米軍に対し、返還に向けた調整・協議を推進し、積極的に交渉を行う。
- 市民・市議会・行政が一体となった逗子市池子接收地返還促進市民協議会を運営し、池子の森の全面返還に向けた市民世論の喚起を促す。
- 住宅地区を除いた後背地の早期返還をめざし、当該地への三浦半島国営公園の誘致の実現を図る。

携、協働を積極的に進めていきます。

5 情報発信・情報提供の推進

市民と行政との間に民主的な開かれた関係をつくり、協働のまちづくりを進めていくためには、行政の透明性を確保し、行政の情報が市民に広く共有されている必要があります。情報公開制度の適正な運用は当然のことながら、行政からの積極的な情報発信、情報提供が求められています。さらに、行政に対する理解を深め、内容に共感した市民の行動の動機付けになるよう、これまでホームページ、広報誌を中心としていた情報発信については、デジタル技術の進歩と利用者ニーズの多様化を踏まえ、効果的に実施していきます。

また、本市の魅力を高め、内外に対して積極的に発信するシティプロモーションに取り組むことで、子育て世代を中心とする生産年齢人口層の転入促進につなげていきます。

その一方で、個人情報には厳正に保護されなければなりません。事務処理のデジタル化が進展し利便性が向上する半面、個人の権利利益の保護はますます重要になります。個人情報の厳格な管理・運用を行うため、個人情報保護法の適正な運用に努めます。

こうした取り組みのもと、あらゆる主体が、自らの活動を発信し、コミュニケーションを豊かにすることにより、いきいきと暮らせるまちをめざします。

~~また、本市の魅力を高め、内外に対して積極的に発信するシティプロモーションに取り組むことで、子育て世代を中心とする生産年齢人口層の転入促進につなげていきます。~~

No.85

6 個別計画等との相互連携

市の計画体系は、総合計画を最上位とし、各分野において基本構想の考えに沿った行政計画を必要に応じて策定します。各施策の推進にあたっては、所掌を越えて生じる影響と期待できる波及効果を意識し、計画や施策、組織を横断する視点をもって枠組みを越えて総合計画の推進を図ります。

第2節 進行管理

基本構想の5本の柱ごとに設定した数値目標と、各取り組みの方向における具体的施策ごとに設定した重要業績評価指標（KPI）に基づいての達成状況について、毎年度、実施計画の達成状況を検証していきます。この達成状況をベースに、施策横断的、定性的要素などを勘案して評価を実施し、計画の推進を図っていきます。

実施計画はまち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化していることから、総合計画の進行管理は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証を同時に行って

No.86

いく方法で実施します。

そのために、総合計画審議会は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理に係る意見聴取を行う懇話会と一体化させて、評価の合理性・整合性の向上を図ります。